

「在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案」について

平成30年2月
外務省

国際情勢の変化等に鑑み、以下の改正を行う。

- 1 在ダバオ日本国総領事館及び北大西洋条約機構日本政府代表部の新設
- 2 在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額の改定
- 3 在外公館に勤務する外務公務員の子女教育手当の支給額の改定

1 背景

在ダバオ日本国総領事館を邦人保護、日本企業支援等の観点から新設するとともに、北大西洋条約機構日本政府代表部を北大西洋条約機構との関係強化等の観点から新設する。

また、在外公館毎の在勤基本手当の基準額等を各在勤地における最近の為替変動及び物価水準の変動等を勘案した上で、所要の改正を行う必要がある。

2 法律案のポイント

(1) 在外公館の整備関係

在ダバオ日本国総領事館及び北大西洋条約機構日本政府代表部を新設する。

(2) 給与関係

ア 各在勤地における最近の為替変動及び物価水準の変動等を勘案した上で在勤基本手当の基準額を改定する。

イ 在外公館に勤務する外務公務員の子女教育に要する負担を考慮し、所要の措置を講ずる。

(了)